

令和6年10月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年10月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年10月25日(金)午後1時30分から午後2時6分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子			

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 14 番 : 藤村 信広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年10月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番片野賀津雄委員、6番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、9月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>10月8日、羽黒地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、片野敏彦委員、吉村優作委員に案件を審査していただきました。</p> <p>10月17日、農業者年金加入推進特別研修会が新潟市中央区のANAクラウンプラザホテルで開催され、南波雅子委員、三浦幸子委員が出席してございます。</p> <p>10月18日、10月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により東牧地内の畑について贈与するもので、面積は1筆445㎡であります。譲受人の耕作面積は0ですが、耕運機を所持し、農作業を行っており、営農計画書も提出頂いております。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により下荒沢及び持倉地内の田畑について贈与するもので、面積は7筆1,953㎡であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により大出地内の畑について売買するもので、面積は452㎡、売買価格は総額〇〇円であります。譲受人の耕作面積は0ですが、現在は市民農園で野菜作りをしているようで、胎内市に転入後はこの農地で野菜作りを希望しており、営農計画書も提出頂いております。申請者は年内に転入する予定となっております。またこの農地は空き家バンクの建物に付随しており、農地の許可後に建物と合わせて購入する予定となっております。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第1号議案の事前審査結果について9番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る10月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、駐車場及び駐輪場整備のための転用が1件、駐車場及び資材置場整備のための転用が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、江上地内の畑において、駐車場及び駐輪場を整備するための転用で、申請面積は2筆163㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、高野地内の田において、駐車場及び資材置場を整備するための転用で、申請面積は2筆1,346㎡、土地賃貸借料は年額〇〇円、10a当たりの賃貸借料は〇〇円あります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書2ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、9 番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、駐車場及び駐輪場整備のための転用が 1 件、駐車場及び資材置場整備のための転用が 1 件の計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、羽黒地内の田畑について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 6 筆 7,054 m²、売買価格は総額 〇〇円、10 a 当たり約 〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 3 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、3 番片野敏彦あっせん審査委員長から報告をお願いします。
3 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 10 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	次に、第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、9 番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
6 番	あっせんの農地価格について、いくらであればあっせんを認めるのか。
事務局	<p>事務局の方でいくらにというような話はできない。色々な条件を勘案して、委員の皆様の方の合意の中で価格を決めていただくことになる。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	全会一致と認めます。

	<p>よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。事務局説明願います。</p> <p>事務局 第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。議案書4ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが10件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが5件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが5件、労力不足により賃借権を再設定するものが18件の、計38件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理機構と15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円であります。議案書5ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、中間管理機構と15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円であります。議案書6ページをお願いします。</p> <p>11番から15番は、中間管理機構と5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、15,000円から16,000円であります。議案書7ページをお願いします。</p> <p>16番から20番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,000円から21,000円またはコシヒカリ60kgであります。議案書8ページをお願いします。</p> <p>21番から25番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円から23,000円であります。議案書9ページをお願いします。</p> <p>26番から30番は、労力不足により認定農業者に3年間から5年間の賃借権を再設定に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から15,000円またはコシヒカリ60kgであります。議案書10ページをお願いします。</p> <p>31番から35番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円からJA仮渡金によるコシヒカリ90kg/10a相当の金額、またはコシヒカリ60kgから80kgであります。議案書11ページをお願いします。</p> <p>36番から38番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を再設定に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ80kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の事前審査結果について、9番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

<p>9 番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 10 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 5 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 5 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 18 件の、計 38 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 6 年 10 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年10月25日

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____